

平成30年度歳出予算
政府案の概要について

(単位：百万円)

区 分	29年度 当初予算	30年度 政府案	比較増△減	
			金額	率
皇 室 費 皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な経費 など	6,218	9,860	3,642	58.6%
(項) 内 廷 費	324	324	-	-%
(項) 皇 族 費	215	364	149	69.6%
(項) 宮 廷 費	5,679	9,171	3,493	61.5%
(組織) 宮 内 庁 宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など				
(項) 宮 内 庁	11,218	11,466	248	2.2%
皇室費・(組織)宮内庁の合計	17,435	21,325	3,890	22.3%

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

【主な事項】

- 1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に向けた準備に必要な経費
3,560百万円(詳細別紙)
- 2 眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられる際に支出する皇族費(上限額)
153百万円
- 3 三の丸尚蔵館の設計等
424百万円

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に向けた準備に必要な経費の概要

1. お支え関係 178百万円

- 新侍従職・皇嗣職の準備のための職員等の人件費 115百万円
- 準備に伴う情報機器等の職務環境の整備に必要な経費 63百万円

2. お住まい関係 1,730百万円

- 工事費(東宮御所(倉庫新築),御仮寓所,秋篠宮邸) 1,541百万円
- 設計費(御所,東宮御所,秋篠宮邸) 188百万円

(国庫債務負担行為限度額658百万円)

3. 儀式関係 1,653百万円

今後決定される儀式の規模等にかかわらず、平成30年度に準備開始の必要な装束、物品等の調達経費を計上。

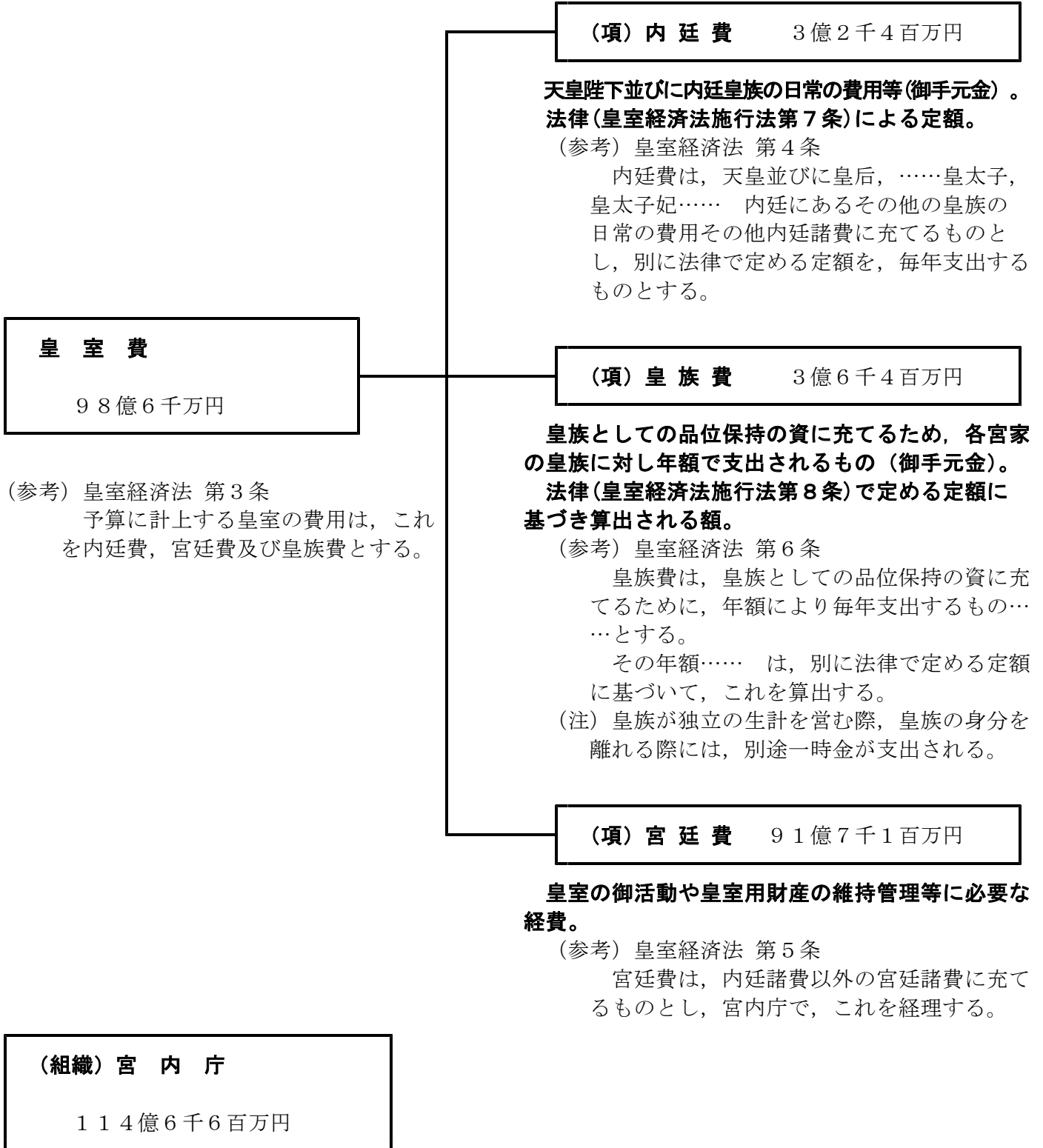
【主な内容】

- 即位礼関係 1,042百万円
高御座等の輸送・修理,装束,儀式用具等
- その他の儀式関係 611百万円
装束,儀式用具等

(国庫債務負担行為限度額336百万円)

以上の合計額 3,560百万円

宮内庁関係予算の概要 (平成30年度予算政府案)



皇室費

98億6千万円

(参考) 皇室経済法 第3条
予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

(項) 内廷費 3億2千4百万円

天皇陛下並びに内廷皇族の日常の費用等(御手元金)。
法律(皇室経済法施行法第7条)による定額。

(参考) 皇室経済法 第4条

内廷費は、天皇並びに皇后、……皇太子、
皇太子妃……内廷にあるその他の皇族の
日常の費用その他内廷諸費に充てるもの
とし、別に法律で定める定額を、毎年支出する
ものとする。

(項) 皇族費 3億6千4百万円

皇族としての品位保持の資に充てるため、各宮家の
皇族に対し年額で支出されるもの(御手元金)。

法律(皇室経済法施行法第8条)で定める定額に
基づき算出される額。

(参考) 皇室経済法 第6条

皇族費は、皇族としての品位保持の資に充
てるために、年額により毎年支出するもの…
…とする。

その年額……は、別に法律で定める定額
に基づいて、これを算出する。

(注) 皇族が独立の生計を営む際、皇族の身分を
離れる際には、別途一時金が支出される。

(項) 宮廷費 9億1千7百1百万円

皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な
経費。

(参考) 皇室経済法 第5条

宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充て
るものとし、宮内庁で、これを経理する。

(組織) 宮内庁

114億6千6百万円

宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など

平成30年度歳出予算政府案の概要

(単位：百万円)

区 分	平成29年度 当初予算額	平成30年度 政 府 案	比 較 増 △ 減	
			金 額	%
皇 室 費	6,218	9,860	3,642	58.6
(項) 内 廷 費	324	324	-	-
(項) 皇 族 費	215	364	149	69.6
(項) 宮 廷 費	5,679	9,171	3,493	61.5
儀 典 関 係 費	753	2,365	1,612	214.0
宮 殿 等 管 理 費	951	1,029	77	8.1
皇 室 用 財 産 修 繕 費	1,414	1,445	32	2.2
皇 居 等 施 設 整 備 費	2,295	3,941	1,646	71.7
文 化 財 管 理 費	171	214	43	25.3
車 馬 管 理 費	95	178	83	88.0
(組織) 宮 内 庁				
(項) 宮 内 庁 人 件 費 等	11,218	11,466	248	2.2
皇室費・ (組織)宮内庁合計	17,435	21,325	3,890	22.3

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

平成30年度 機構・定員要求で認められた事項

増 員 23人

- ・情報セキュリティ事務体制の強化2
- ・宮家における侍側奉仕に関する事務体制の強化1
- ・皇室用財産の公開拡充に関する事務体制の強化2
- ・天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に向けた準備の事務体制の強化17 など

(参 考)

減 員 ▲6人